

衆議院

大蔵委員會議録第三十九号

昭和三十一年五月二十五日(金曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

理事黒金 泰美君 理事小山 長規君

理事高見 三郎君 理事藤枝 泉介君

理事石村 英雄君 理事春日 一幸君

理事浅香 忠雄君 大平 正芳君

奥村又十郎君 吉川 久衛君

杉浦 武雄君 竹内 俊吉君

内藤 友明君 夏堀源三郎君

坊 秀男君 前田房之助君

山本 勝市君 横川 重次君

有馬 輝武君 井上 良二君

竹谷源太郎君 田万 廣文君

平岡忠次郎君 横錢 重吉君

横山 利秋君

出席政府委員

大蔵事務官(主税局長) 渡邊喜久造君

(主税局長) 国税庁長官 阪田 泰二君

委員外の出席者

大蔵事務官(主税局税制第一課長) 白石 正雄君

大蔵事務官(国税庁直税部長) 村山 達雄君

日本専売公社理事(販売部長) 石田 吉男君

専門員 椎木 文也君

五月二十三日

委員竹谷源太郎君辞任につき、その補欠として山下榮二君が議長の名で委員に選任された。

同月二十五日

委員加藤高藏君及び山下榮二君辞任につき、その補欠として山本勝市君

及び竹谷源太郎君が議長の名で委員に選任された。

五月二十四日

北海道における国有の魚田開発施設等の譲与等に関する法律案(佐々木秀世君外一名提出、衆法第五九号)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

税理士法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三号)

専売事業に関する件

○松原委員長 これより會議を開きます。

まず税理士法の一部を改正する法律案を議題として質疑を続行いたします。石村英雄君。

○石村委員 まず渡邊さんにお尋ねいたしますが、税理士法によりまして、ああいう業務は税理士でなければできない、こういうことになっておりますが、その業とするという意味ですね。たとえば計理士というふうなものがある会社、あるいはある個人の会計の整理の委託を受けているやうなやつておる。従つて当然に税務署へ出す税金についての書類を、本人の委託によつて出さなければならぬ、こういうことになつた場合、それはやはり税理士法による業とするものということになるのですか。これは計理士としての業をしておる結果付随的に起ることとして、何も税理士法に禁じられる業務ではないやうに考えられるのですが、その点、どうう御解釈ですか。

○渡邊政府委員 計理士の人の話だと思ひますが、計理士の人は、会社の經理を見るときに本来の仕事の性質的なものがあるわけでありまして、従いまして、税務署との折衝というやうなことを業とするという方は、これは税理士の仕事だ、こういうふうな思ひます。従いまして、計理士の人はいわば会社の經理の方を中心に考えていかれるわけでありまして、それにたまたま付随して、税務署にいろいろ説明に行かなければならぬとか、そういう場合がでてくることはあり得ると思ひますが、しかし税務署へ書類を出し、税務署と話し合うというのを本来の業務とする方は、これは税理士の仕事だ。従つて計理士としては、それを業としてやつていくことはできない、かやうにわれわれは考えております。

○石村委員 そこが微妙なもので、何も税理士の仕事を業としておるわけではなく、会計の帳簿の整理、記帳なんかを、何も会社でなくとも、個人でもかまいませんが、委託を受けてやつておる。従つて自然、税金を納めなければならぬとすると、税金を納めなくてはならぬといふのが、納めなくてはならぬといふのが、自分が整理した帳簿によつて確定申告でも書いて出してやらなければならぬといふことに、これは自然なやつてくると思うのです。看板に税務相談に應じますとか何とかいふことを書いては、それは問題でしようが、会計整理の業をやつておつて、付随的に税務署に行かなければならぬといふことは、これは何も會計士でなくたって、一代理人でも、だれかの代理で——私でも、これはちよつと確定申告書の書き方がわからないから書いてくれと言われれば、書いてやる。そうすると、それは税理士業務であるなうて言われたら大へん困るわけなんです。広告なんかをして、税務相談に應じますという看板を書いてやれば、それは業とするといふことになるでしようが、會計の業務に従事する、従つて当然税務書類も書かなければならぬ、そうして本人の代理人として税務署へ行つてお答えしなければならぬ、説明もしなければならぬといふことが起る場合、これは税理士法で禁じられておる業務ではない、こう考えるのです、いかがですか。

○渡邊政府委員 計理士の方の業務といふのは、それだけ本来の限界が一応あるわけですが、それに付随しまして、たまたま計算書を作られた、その計算書について税務署に説明する、そういうふうなことにつきましては、これは税理士業務といふものにそれが入つて、従つてそれは税理士法違反だ、こういうふうにはわれわれは考えております。

○石村委員 それから次にお尋ねいたしますが、今度の改正で、四条の七号で「税理士の登録を取り消された者」の「当該処分」ということに改正になつて、以前の「税務代理士会から退会処分を受けた者」というのは削られたのでありますが、この税務代理士会から退会処分を受けた者云々といふのは、税務代理士会といふものがなくなつて三年以上上たつて、こういう事件は事実上ないといふことから削られたわけですか。

○渡邊政府委員 その点はおっしゃる通りであります。

○石村委員 ところで、改正前の税理士法がでたときのことを問題にいたしますが、以前には税務代理士会から退会処分を受けた者といふことがあつて、この税理士法ができたときには、税理士会から退会処分を受けた者といふことが入らなかつた。税務代理士のときには、税理士法のとときにはこの退会処分が問題にならなかつたのは、税理士会と税務代理士会の性質が違ふといふことから当然起ってくるのかと思ひますが、いかがでしょうか。

○渡邊政府委員 その点もおっしゃる通りであります。

○石村委員 これは結局、おっしゃる通りじゃ簡単過ぎた答弁ですが、税務代理士会のと退会処分といふことが起つたのは、税務代理士会が強制加入の団体であつたといふことから、当然、退会処分を受けたら業務ができなくなるというところになるのだと思ひますが、税理士法をお作りになつたとき、税務代理士法時代の代理士会を強制加入の団体にしなかつた理由はどこにあるのですか。税務代理士法時代にはこれを強制加入の組織として置いておいて、税理士になつたら、そんな会は強制加入の会として置く必要はない

とお考えになったのだと思いますが、そういう考え方の変更の理由はどこにあったのでありますか。

○渡邊政府委員 当時の一般的な考え方として、特に強制加入にするにつきましては、よほどのことでなければ強制加入制度というのはどうだろうかといったような気持ちもございましたし、従いまして、税務代理士会といったような格好の強制加入の制度を税理士になりましてそのまま存置することが果していいだろうか悪いだろうか、かなり議論があったところでありまして、結局当時の考え方といたしましては、やはりそれを強制加入的な会にし、そこに持つていく必要もないだろう、そうでなくても何とかやっていたのじゃないだろうかという考え方が中心だったと思います。その当時におきましては、現在のように、強制加入制度を持った税務代理士会にかわる税理士会というものは作りませんでした。結局社団法人としての税理士会ということでやっていけばやっていけるのじゃないかということで、現在のような法案になっていると思っております。

○石村委員 社団法人の税理士会で、政府とすれば十分だ、いろいろな税理士の問題、教養の問題なんかで、国税庁なり大蔵省との連絡についてのことはこれで十分とれる、こういうお考えで強制加入のような強力な団体は必要はない、こうお考えになったのだと受け取ったのですが、そういう状況は現在でもなお続いているとお考えなんですか。また強制加入の団体を作るということは憲法の問題にも触れるという

懸念も同時にあったのではないかと思いますが、その点いかがですか。

○渡邊政府委員 その点につきましては、最近、強制加入というのは多少言葉として言い過ぎかもしれませんが、とにかく税理士である者はぜひ税理士会に入らなければならないし、なかなか税理士会の活動も十分に参りませんし、同時に税理士の切磋琢磨といえますか、あるいは素質の向上といえますか、そういった意味におきまして、ぜひ税理士たる者は全部一つ税理士会に入るようにしてはほしいというふうな希望の声はかなり強うございまして、われわれの方といたしまして、その後すでに五年たつたあとの姿を見て参ります、やはりそうした希望が出てくるのも無理からぬことじゃないかという感じは持つております。

○石村委員 そうしますと、政府とすれば、強制加入的な組織ができて、現在ではできるといふことも必ずしも反対ではない、こう受け取ってよろしゅうございませうか。

○渡邊政府委員 さようでございませう。

○石村委員 憲法の問題はどうか、それは主税局長としてですか、大蔵省としては憲法違反とかなんとかいうことは

ないというお考えですか、まあまあ大體大丈夫だろうというくらいのお考えですか。これは再準備問題ほどじゃないと思ひますから、率直に……。

○渡邊政府委員 憲法違反の問題というのは、われわれもそれぞれの専門の人の意見もいろいろ聞いてみたのですが、いわば職業の自由という面から見てどうであらうかというふうな話も、必ずしもないこともございせんが、しかし一応のそうした制度を作つてみて、それがすぐ憲法違反だというわけのものじゃあるまい、こういう話もございませうし、われわれといたしましては、それがすぐ憲法違反だというふうな結論を出すべきものじゃないという考え方で現在おります。

○石村委員 どうも憲法上はかなり異論がある問題で、政府提案では、こういう強制加入というものはかえつて回避されたのではないか、こう考えるのです。大蔵省としては、強制加入的な団体を作りたいという御意見があるかないかというのをはつきり知りたいたいのですが、憲法違反はその次の問題として、強制加入的な団体を必要と大蔵省は判断していらっしゃるかどうかという事です。

○渡邊政府委員 現在の政府の考え方としては、まだはつきりした一本の結論が出ておるわけじゃございませうが、強制加入と言つちや多少言い過ぎかもしれませんが、全部の税理士が入る税理士会を作るといふ必要性は、なるほど伺つてみると相当ございませう。ただ政府提案として出した案を出すというまでの結論は出ませんでしたわけで、われわれの原案におきましては、そういうものを入れて

なかった、こういう次第でございませう。

○石村委員 そうしますと、かりに議員提案で強制加入のものを出した場合に、大蔵省としては、それは現実の問題として、また憲法上の問題として、これは困るというお考えはない、こう判断してよいのですか。

○渡邊政府委員 その点につきましては、われわれの方としまして、一応そのこと自体についても相当の理由があるわけでございませうので、反対するといふつもりは別にございませう。

○石村委員 その問題はまたあとでゆつくり聞くことにいたしませう。

次に公認会計士と税理士との関係ですが、公認会計士は、この税理士法を見ますと、当然、登録さえすれば税理士の仕事ができる、こういうことになつておる。つまり能力において公認会計士というものは税理士の業務を行う能力がある、こう判断なさつておると思うのですが、そうなんですか。

○渡邊政府委員 公認会計士につきましては、その業務としましては、これは石村さん御存じのように、公認会計士法に一応の規定があるわけでございまして、税務代理といったような性質のものは全然その中に入つておりません。しかしお話しのように、公認会計士というだけの仕事をして、その資格があり、能力がある方は、税理士の仕事もまたやろうとすれば、仕事の性格からいましてできるわけでございませう。しかし公認会計士であるまゝにおいて税理士の仕事をするというのは、これは公認会計士法から見まして、そういう業務が入つておりません。従つて現在の制度としましては、

○石村委員 そうしますと、かりに議員提案で強制加入のものを出した場合に、大蔵省としては、それは現実の問題として、また憲法上の問題として、これは困るというお考えはない、こう判断してよいのですか。

○渡邊政府委員 その点につきましては、われわれの方としまして、一応そのこと自体についても相当の理由があるわけでございませうので、反対するといふつもりは別にございませう。

○石村委員 その問題はまたあとでゆつくり聞くことにいたしませう。

次に公認会計士と税理士との関係ですが、公認会計士は、この税理士法を見ますと、当然、登録さえすれば税理士の仕事ができる、こういうことになつておる。つまり能力において公認会計士というものは税理士の業務を行う能力がある、こう判断なさつておると思うのですが、そうなんですか。

○渡邊政府委員 公認会計士につきましては、その業務としましては、これは石村さん御存じのように、公認会計士法に一応の規定があるわけでございまして、税務代理といったような性質のものは全然その中に入つておりません。しかしお話しのように、公認会計士というだけの仕事をして、その資格があり、能力がある方は、税理士の仕事もまたやろうとすれば、仕事の性格からいましてできるわけでございませう。しかし公認会計士であるまゝにおいて税理士の仕事をするというのは、これは公認会計士法から見まして、そういう業務が入つておりません。従つて現在の制度としましては、

そういう資格のある人は、登録をすることだけで税理士の仕事ができる、こういうふうな制度にして両者の調整調和をとつておるわけでございませう。

○石村委員 ところが弁護士は、何も税理士の登録をしなくても、同じ税理士の業務を行うことができる、こうなつておるのですが、しつうと考えると、公認会計士は弁護士よりもまだどういふことには明るいんじゃないか、こうも考えられるのですが、そうすれば、弁護士と公認会計士の取扱いが不公平なように考えるのですが、弁護士についてはどういふことを認められたときに、公認会計士について認められなかったか。弁護士法において税理士の業務を行うことができるという規定を置いたと同時に、公認会計士法のとくに、そのことをなせやになつたかということが、ちよつとしつうとはわかりにくいのですが……。

○渡邊政府委員 実質的に、公認会計士の方は一応税理士である資格を持つていないか、このお話しは、私もその通りだと思ひますし、同時にそれなればこそ、公認会計士であれば、登録をすることによつて税理士の仕事ができる、こういうことになつておるわけでございませうが、法律論的に、一応見て参りますと、弁護士の場合と公認会計士の場合には、それぞれの法律の規定している業務内容といひますか、職務内容にかなり違つた規定があります。これはもう御承知だと思ひますが、弁護士法の三條を見ますと、弁護士の職務といふところに「弁護士は、當事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び訴訟、審査の請求、異議の中立等行政

○石村委員 ところが弁護士は、何も税理士の登録をしなくても、同じ税理士の業務を行うことができる、こうなつておるのですが、しつうと考えると、公認会計士は弁護士よりもまだどういふことには明るいんじゃないか、こうも考えられるのですが、そうすれば、弁護士と公認会計士の取扱いが不公平なように考えるのですが、弁護士についてはどういふことを認められたときに、公認会計士について認められなかったか。弁護士法において税理士の業務を行うことができるという規定を置いたと同時に、公認会計士法のとくに、そのことをなせやになつたかということが、ちよつとしつうとはわかりにくいのですが……。

○渡邊政府委員 実質的に、公認会計士の方は一応税理士である資格を持つていないか、このお話しは、私もその通りだと思ひますし、同時にそれなればこそ、公認会計士であれば、登録をすることによつて税理士の仕事ができる、こういうことになつておるわけでございませうが、法律論的に、一応見て参りますと、弁護士の場合と公認会計士の場合には、それぞれの法律の規定している業務内容といひますか、職務内容にかなり違つた規定があります。これはもう御承知だと思ひますが、弁護士法の三條を見ますと、弁護士の職務といふところに「弁護士は、當事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び訴訟、審査の請求、異議の中立等行政

違うのじゃないだろうか、こういうよ
うな考え方で来たわけでございます。
しかし今春日委員のおっしゃっている
ようなことも、これはいわば程度の間
題でございますから、いろいろあるわ

けでございます。従いまして、今度の政府提案におきまして、一応実務経験が十年以上ある方におきましては、これはただ単なる登録ということは少しはいいかかと思えますけれども、やはり

実務経験を尊重した意味の特別な試験を行うことによって、税理士になる資格を付与しよう、こういったような考え方でいるわけでございます。

○春日委員　公認会計士が一億円以上

の会社の財務関係書類を作成するとい
う形になるわけで、それに付随して税
務関係書類の仕事も行なっているし、
行う能力もあるということのだが、
一歩進んで一億円以上の会社の税務関

係という形になると、これは単業計理士ではあるいはその資格、能力に疑義があるかもしれないけれども、一億円以下の会社の税務関係の書類の作成その他の仕事については、単業計理士で

も従来の経緯にかんがみて必ずしも資格能力を欠くものではない、こういう解釈もなし得ないわけではない。従つて、従来の法律上の変遷のつど、その経過措置として、選挙によってその資

格が付与されたいきさつ等もあるわけ
です。だから、この点はいずれ後刻そ
の趣旨によつての処理がされると思ひ
ますけれども、その点を特に重視され
て、実察の運営面に當つては、この單

業計理士の立場が十分保護されるよう
に一つ考慮していただきたい。と申し
ますのは、なるほど国家試験、国家試
験ということがずいぶんやかましく言

(役員)
第四十九条の九 税理士会に、会長、副会長その他会則で定める役員を置く。

2 会長は、税理士会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

(総会)

第四十九条の十 税理士会は、毎年定期総会を開かなければならない。

2 税理士会は、必要と認める場合には、臨時総会を開くことができる。

3 税理士会の会則の変更、予算及び決算は、総会の決議を経なければならない。

(総会の決議等の報告)

第四十九条の十一 税理士会は、総会の決議並びに役員就任及び退任を大蔵大臣に報告しなければならない。

(建議等)

第四十九条の十二 税理士会は、税務行政その他国税若しくは地方税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

2 税理士会は、その会員について、第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十六条第一項の規定に該当する事実があると認めるときは、国税庁長官に対し、その者の

の氏名及び事実を報告しなければならない。

(合併及び解散)

第四十九条の十三 国税局の管轄区域が変更されたためその区域内にある税理士会が合併又は解散する必要があるときは、その税理士会は、総会の決議により合併又は解散する。

2 商法(明治三十二年法律第四十八号)第百条(債権者の異議)及び第百三条(合併の効果)の規定は、税理士会が合併する場合に、民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十三条から第七十六条まで、第七十八条から第八十条まで及び第八十二条並びに民法施行法(明治三十一年法律第十一号)第二十六条及び第二十七条の規定(法人の清算)は、税理士会が解散する場合に準用する。

3 税理士会が合併したときは、合併により解散した税理士会に所属した税理士は、当然、合併後存続し又は合併により設立された税理士会の会員となる。

(日本税理士会連合会)
第四十九条の十四 全国の税理士会は、日本税理士会連合会を設立しなければならない。

2 日本税理士会連合会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務を遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

3 日本税理士会連合会は、法人とする。

4 税理士会は、当然、日本税理士会連合会の会員となる。

第四十九条の十五 第四十九条の二(第二項第二号を除く)、第四十九条の四、第四十九条の五、第四十九条の九から第四十九条の十一まで及び第四十九条の十二第一項の規定は、日本税理士会連合会について準用する。

(総会の決議の取消及び役員解任)
第四十九条の十六 大蔵大臣は、税理士会又は日本税理士会連合会の総会の決議又は役員行為が法令又はその税理士会若しくは日本税理士会連合会の会則に違反し、その他公益を害するときは、総会の決議についてはこれを取り消すべきことを命じ、役員についてはこれを解任すべきことを命ずることができる。

(二) 監査
第四十九条の十七 大蔵大臣は、税理士会又は日本税理士会連合会の適正な運営を確保するため必要があるときは、これらの団体から報告を徴し、その行う業務について勧告し、又は当該職員をしてこれらの団体の業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による報告の徴取又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(民法の準用)
第四十九条の十八 民法第四十四条(法人の不法行為能力)、第五十条(法人の住所)及び第五十五条(代

表権の委任)の規定は、税理士会及び日本税理士会連合会について準用する。

表権の委任)の規定は、税理士会及び日本税理士会連合会について準用する。

(政令への委任)

第四十九条の十九 この法律に定めるものの外、税理士会及び日本税理士会連合会の設立、運営、合併、解散及び清算に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十条の前に次の章名を加える。

第七章 雑則

第五十一条の次に次の一条を加える。

(公認会計士たる税理士の特例)

第五十一条の二 公認会計士たる税理士は、税理士会に入会していない場合においても、その行おうとする税理士業務について委嘱者の住所及び氏名又は名称を国税局長に通知することにより、当該通知した者に係る税理士業務を行うことができる。

第五十二条中「税理士でない者」を「税理士会に入会している税理士でない者」に改める。

第五十三条第二項及び第三項中「税理士会連合会」を「日本税理士会連合会」に改める。

第五十五条第一項中「若しくは税理士会、税理士会連合会その他の税理士の組織する団体若しくはその連合体」及び「これらの団体に対しその行う事業について勧告し、」を削る。

「第七章 罰則」を「第八章 罰則」に改める。

又は第五十五条第一項」に改める。附則を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五十一条の二及び第五十二条の改正規定は、公布の日から起算して四月を経過した日から施行し、第四十二条の改正規定は、国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員でこの法律の施行後に離職したものについて、適用する。

2 国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員でこの法律の施行前に離職したものの在職中に自己の関与した事件に係る税理士業務の制限については、この法律の施行後一年間は、なお従前の例による。

3 税理士は、この法律の施行の日から起算して四月以内に、改正後の税理士法(以下「新法」という)第四十九条第一項の規定による税理士会(以下「新税理士会」という)を設立しなければならない。

この場合において、この法律の施行の際現に同一の国税局の管轄区域内に改正前の税理士法(以下「旧法」という)第四十九条第一項の規定により設立された税理士会(以下「旧税理士会」という)が二個以上存するときは、新法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該国税局の管轄区域内においては、その存する旧税理士会の個数以内の新税理士会を設立することができる。

4 前項の規定により同一の国税局

の管轄区域内において設立された二個以上の新税理士会は、当分の間、存続することができる。ただし、これらの新税理士会は、なるべくすみやかに、合併又は解散して一個の新税理士会とならなければならない。

5 新法第四十九条の十三の規定は、前項ただし書の規定により新税理士会が合併又は解散する場合に準用する。

6 この法律の施行の際現に存する旧税理士会は、この法律の施行の日から当該旧税理士会の主たる事務所の所在地を管轄する国税局の管轄区域内において附則第三項の規定により新税理士会が設立された日後六十日を経過する日までの間（同一の国税局の管轄区域内に存する二個以上の旧税理士会については、この法律の施行の日から六月間）は、新法第五十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の名称を用いることができる。

7 この法律の施行の際現に存する旧税理士会で前項の規定により従前の名称を用いることができる期間内に解散したものは、前項及び新法第五十三条第二項の規定にかかわらず、その清算が終了する日までは、なお従前の名称を用いることができる。

8 全国の新税理士会は、なるべくすみやかに、日本税理士会連合会を設立しなければならない。

9 この法律の施行の際現に存する旧法第四十九条第二項の規定により設立した税理士会連合会（以下「税理士会連合会」という。）は、こ

の法律の施行の日から前項の規定による日本税理士会連合会が設立された日後六十日を経過する日までの間（その期間内に解散した税理士会連合会については、その清算が終了する日までの間）は、新法第五十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の名称を用いることができる。

10 新税理士会又は日本税理士会連合会が旧税理士会又は税理士会連合会から不動産を取得する場合における当該不動産の所有権の取得の登記については、政令で定めるところにより、登録税を免除する。

11 都道府県は、新税理士会又は日本税理士会連合会が旧税理士会又は税理士会連合会から不動産を取得する場合における当該不動産の取得に對しては、不動産取得税を課することができない。

12 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

13 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本赤十字社」の下に「税理士会、日本税理士会連合会」を「日本赤十字社」の下に「税理士法」を加える。

14 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第九号中「並びに弁理士会」を「弁理士会並びに税理士会及び日本税理士会連合会」に改める。

15 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「並びに弁理士会」を「弁理士会並びに税理士会及び日本税理士会連合会」に改める。

16 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十一号中「並びに税理士の登録及び監督」を「税理士の登録及び監督並びに税理士会及び日本税理士会連合会の監督」に改める。

第三十二条第十三号中「監督」の下に「並びに税理士会及び日本税理士会連合会の監督」を加える。

17 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第二号中「並びに弁理士会」を「弁理士会並びに税理士会及び日本税理士会連合会」に改める。

○黒金委員 たいだいま議題となりました税理士法の一部を改正する法律案に對する修正案について、その趣旨を説明いたします。案文につきましては、お手元に配付したものがありますので、ごらんいただくこととして、その朗読は省略させていただきます。

この修正点の第一は、国または地方公共団体の税務職員で税理士になったものについて、業務制限を強化したということです。すなわち現在の法律の第四十二条におきましても、こ

うした業務制限の規定がありますが、これをさらに拡張いたしました。離職後一年間はその離職前一年間に占めておりました職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行なつてならないことにいたしました。ただし、個々の具体的な事情を調査して何ら弊害を生ずるおそれがない場合には、国税庁長官の承認を受けた場合に限り、この例外を認めておる次第であります。

第二点は、税理士法の施行状況にかんがみまして、業務の執行をより適正にいたしますために、税理士会に入会しない者は業務を行うことができないこととしたし、なおこれに伴いまして、税理士会等に関する規定を整備することにしたのであります。現行法における税理士会は、民法第三十四条の規定によつて設立せられた公益法人でありまして、従つて任意加入の団体であります。しかしながら税理士の使命及び職員にかんがみましますときは、税理士会が税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するために、会員の指導及び連絡に関する事務を強力に遂行することができるよういたしましたことが必要と考えられます。従つて、今回これを税理士法上の特別法人というようにいたしました。税理士会に關する規定を整備することにいたしましたのであります。ただし、税理士会は弁護士会等と異なり、表向き強制加入制をとつておりませんが、税理士会に入会しない者は税理士業務を行うことができない、かような規定を入れまして、間接的に強制加入制をとることにいたしましたのであります。

なお、税理士会は国税局の管轄区域

ごとにただ一個を設立しなければならないことにいたしました。現に同一の国税局の管内におきまして二個以上存するものについては、これが経過措置として、当分の間二個以上の新税理士会の設立及び存続を認めることにいたします。これらの新税理士会は、なるべくすみやかに合併または解散して、一個の新税理士会とならなければならないことにいたしました。

次に、現行法における税理士会連合会も、税理士会と同じく民法上の公益法人となつておりますが、以上のような新税理士会の改正に伴い、税理士会連合会も税理士会が当然会員となる特別法人ということにいたしました。

最後に、修正点といたしましては、公認会計士たる税理士につきましても、税理士会に入会していない場合におきましても、国税局長に通知することによつて、依頼された事件にかかる税理士業務を行うことができる、かような特例を設けることにいたしましたのであります。

以上がこの修正案の趣旨及び内容の概略であります。何とぞ満場一致の御賛成あらんことをお願いいたします。

○松原委員長 本修正案について御質疑がありますれば、これを許します。

○石村委員 提案者にごく簡単にお尋ねします。

四十九条で「税理士は、国税局の管轄区域ごとに、一個の税理士会を設立しなければならない。」とありますが、これは、どうしても税理士というものは国税局管内に一つの税理士会を作らなければならない、作することを強制しておる、こう考えられるのですが、し

かもそれは一個ということになっておるが、それはどういふ趣旨なんですか。結局できておれば、一個の税理士会にどうして入らなければならぬといふことが四十九条で当然出てくるわけなんです。五十三条なんかまた関係の点もありますが……。

○黒金委員 だいたい石村さんの御質問の通りであります。税理士会は各国税務の管轄内に一個は作らなければいけません、かような考え方であります。

○石村委員 一個というのは、国税局の中にただ一つという意味なんですか。二つ、三つ複数でできてもかまわぬというのですか。この一個に限定した一個という意味です。

○黒金委員 四十九条では、国税局管内全体をその地域にいたしまして一個作る、かような考え方であります。

○石村委員 そこで念を押すのですが、複数じゃいかぬという意味ですね。

○黒金委員 その通りであります。

○石村委員 一個の税理士会を設立しなければならぬというのですが、もし作らなかつた場合はどうなるんですか。

○黒金委員 そういふことになりまして、その管内におります税理士の方は業務ができなくなるので、いわばちやうど自給的な行為であるので、当然お作りになるものと考えます。

○石村委員 税理士業務ができなくなるというの、それは四十九条から当然帰結されることなんですか、それとも五十二条の税理士会に入会している税理士でない者というの、本文の五十二条の「税理士でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除く外、税

理士業務を行つてはならない。」というところは「税理士会に入会している税理士でない者」といふことになるわけですね。従つて、税理士会ができなかつた、この五十二条の修正によつて、これはあなたの言われる自殺行為になる、こういうことなんですね。そうすると、これは憲法の関係はどういうようになるんですか。

○黒金委員 だいたいお説の通りで、五十二条の關係によつて間接的に強制される、かような趣旨でございます。

なお、憲法の問題については、先ほど主税局長からも御答弁がありましたが、この程度の營業の自由の制限は、これによつて相當受けますが、税理士業務の素質の向上、従つて國の稅務行政がうまくいく、この公益との比較考量的の問題だと思ひますが、なお先例をいたしましては、弁護士法、弁理士法に、こゝに似たものとさびしい強制加入の規定がございまして、また今回の国会におきまして、皆様の御賛成もあつて通過いたしました司法書士法なり土地家屋調査士法、これもやはりこのよきな間接強制の規定をこの国会で異存なく通しておりますので、従ひまして、こゝに似た程度のものは、まあ憲法違反にならぬだらう、こゝに似た慣例と申しましようか、立法上の解釈ができておるもの、かように考へてこれを立案いたしました次第であります。

○石村委員 どうしてこれを間接強制となさるのですか。直接強制でもけつこくうじやないですか。もしそれなら、はなはだ餘蘊なやり方をとつてゐる。憲法をこまかしてゐるというように考へ

られる。せんだつて国会で成立した司法書士ですか、何かの例もあるというお話ですが、そんな間違つた例は何も踏襲しなかつたつていい。誤まつたところは次の機会に直ちに訂正しなければならぬ。憲法に違反するやうな法律を、一たんに前に間違つたから、続けて憲法を犯そうなんといふことは、これはまさに不届きな考え方で、直ちに改めなければならぬと思ひます。

○黒金委員 だいたいの御質問でありましたが、間接強制にするか、あるいは直接的な強制にするかは、いろいろ議論がありましようが、先ほど申し上げましたように、とかくの議論もありませんので、同じ効果を發生するならば、比較のおだやかな方法でいつたらよいだらう。同時に先例から申しましたも、皆様の御賛成になつてこの国会で通りました、司法書士あるいは土地家屋調査士の例におきましても、間接強制でもつてこの国会を通つておりますので、一番近い先例の解釈に従うのが最も適當であらう、かような考えでいたしたやうな次第であります。

○石村委員 もしこゝにやうな法律ができたら、憲法違反だとして、どうしても入らない者が出て、そうしたら税務署はそれを相手にしない。そこでこの法律が出たら、訴訟を起すといふ問題もあるいは起り得る、こゝ考へるのです、いかがですか。

○黒金委員 これは裁判所の判決を見なければなりませんから、私ども輕々に予測することはできませんけれども、私がかりに弁護士ならば、これは勝訴になり得る自信を持つております。

○石村委員 そうすると黒金さんは、これは積極的に憲法違反ではないといふお考えだ、こゝ理解してよろしうございませうか。

○黒金委員 その通りであります。

○春日委員 いわば疑義だけを明らかにしておかなければいかぬと思ひますが、少くとも税理士は國家試験を受けてパスした者、その他いろいろの事項を設けて資格を得た者が、結局この税理士の業務をなし得るわけですね。ところがそれだけでは税理士の業務ができなくて、さうして雜則によつて……

（本文だ）と呼ぶ者あり）第七章の雜則なんだ。第七章雜則と書いてある。第七章雜則として「第五十一条の次に次の一条を加える。」として第五十一条の二となつてゐるから雜則でしょう。

少くとも本法で資格を得た者を雜則で……（本法だ）と呼ぶ者あり）いやそんな資格の根本義に触れるやうな重大な条章は、すべからず法の体系として獨立の章を設けて、その事柄を嚴密に規定するのではありません、やはり法律の構成、体系の上からいへば、これは全くへんちきりなものだと思ふ。

國家試験を受けて、税理士法によつて資格を得た。ところが組合に入らなければその業務を行うことができないといふやうなことは、これは憲法上の疑義もさることながら、法の体系として、また國家試験の權威そのものを、私は相當にこなるやうな立法ではないかと、非常に疑義を持たざるを得ないわけですね。問題は憲法論、立法論各般にわたつてあまりにも重大な疑義があるのだが、特にさういふやうな重大な問題ならば、これにもう少し検討を加えて……。そこで私は政府にお伺ひするが、一體政府はどういう考へ

を持つてゐるのですか。實際問題として、今石村君からもお話しがあつたやうに、これは憲法上疑義もあるし、独占禁止法からいへば當然たらぬものがある。独占禁止法並びに憲法二、それからまた法律の體成の上において、少くとも權威ある國家試験をパスして資格を得た者が、さらにこの組合に加盟する加盟しないといふそんなことによつて、その資格に制限を受けるのか、全然資格が發生することができないといふやうなことについては、何ら疑義をお持ちではないのかどうか、この点、一つ主税局長から御答弁を願つておきます。

○渡邊政府委員 税理士の資格というのは、國家試験を受け、あるいはその他の一応の要件を備へて登録することによつてあるわけでございます。今修正案の出されております趣旨は、結局税理士会に加入してゐないといふ業務を行ひ得ない——お話がたつきんがらがつておりますが、雜則といふのは、これは春日さんもよく御承知のやうに、本文の中の一部であります。そこで現在においては、税理士でなければ稅務代理の業務を行なつてはいかぬといふのが、今度の修正案では、税理士会に入つてゐる者でなければいふことを入れてゐるわけですね、これは法文の位置からいひまして、現在でも雜則に入つてゐる事柄でありますから、そのこと自身が、私は別におかしい規定の仕方とは思ひません。われわれとしましてはこゝに似たほど、いわばそれだけの強い制限を作るのはいくらうかどうだらうかといふ点については、議

論がまとまりませんでしたので、この国会においてわれわれの方から政府提案として出すことはしなかつたわけでありました。ただ提案者の立場とされましては、やはりこの国会にこういう修正案を出す必要があるというふうな御意見であつたと思ひますが、修正案がなされたわけでありまして、政府としても、内部にそういう程度のこととはやはり考えていいじゃないかという意見も相当あるわけでございますので、委員会としてこれを御可決になるならば、政府としては別に異論のないことである、かようにお答え申していいと思ひます。

○春日委員 それでは黒金君にお伺いをいたしますが、たしか弁護士会は一箇以上の会を認められておられると思う。第一弁護士会、第二弁護士会、東京はたしか第三弁護士会であるのじゃないかと思ひます。それで弁護士会の職務権限、こういうものは、税理士のそれよりもさらに広範な域にわたつており、その職務内容もやはり国民生活に大きな影響を持つものだと思うのです。そういうような弁護士会ですら、複数の会を認めておられるのに、特に税理士会を一個とすいふん思ひ切つた立法をせんとおられるが、その複数であつてはいけないという理由は一体どこにあるのか、この点をお尋ねいたします。

○黒金委員 春日さんのお話もさることですが、まあ統一した団体がある方がいいだろと思ひます。われわれの社会でも保守合同がありました。いろいろいふ方がはるかに能率も上りますし、統制もできますし、また監督の方から申しまして非常に便宜であ

りまして、現在実行上から申ししまして、大体の地区におきましては、一個の税理士会をやつておられます。数個の税理士会のある場所もありますけれども、これはやはりいろいろな沿革上、うなつてはおりますもの、どうも運営上は工合が悪いと思ひます。そこで根本の建物といたしましては、一個の方が望ましい。ただし附則でござん願ひますように、現在二個以上のものがありまして、そうして今かりに非常に強力にこれを一本にしまして、いよいよ同床異夢のような格好になつてはやはり工合が悪いのでござんますから、そういうものに対しては、できるだけすみやかに一本になるようにという規定を置きて、そうして自分の間接数を認めて、かような考えでおります。なお先ほどお話しのござりました弁護士法の方であります。弁護士会につきましても、これは一本が望ましい、そうして附則の中であつて二個以上のものを認める、かような規定になつております。

○春日委員 ただいまの黒金君の御答弁によつて明らかであります。だから立法は、その責任態勢を明確にしておかなければならぬと思ひます。さらに疑義の問題についてお伺ひしたいのだが、弁護士会は、附則の中において明確に二個以上の会が存在することを恒久的に認めておられるのです。ところがこの税理士法においては、当分の間二個以上のものがあつてもいいが、これはなるべくすみやかに合併もしくは解散というて、処理することを規定しておるわけなんです。結局弁護士会は、特に二個以上を認めなければならぬという諸般の情勢か

ら、憲法論、あるいは立法論、あるいは仕事の実情、分布の実情等から考えて特にそういうことを必要としたことを、今回の税理士法の立法においては否認しようと思つておられる。これは何ら前例にはなり得ないのだが、特に弁護士会の附則における恒久的な認定のあり方から考えて、これは当分の間であり、しかもその当分の間あるものは早期に解散、合併ということをこの附則で定めておられる。はなはだ過酷であると思ひますが、この点はどうか。

○黒金委員 ただいまの点は、当分の間を一体どれくらい認めるのかという實際問題、それから業界内部のいろいろな事情、こういう点から判断しなければならぬと思ひますが、この程度でもって、実情から申しましてそれほど過酷ではないというふうな、私も検討の結果結論が出ましたので、当分の間今あるものだけは認めて、この附則としてこれがだんだんに融和して一本になることが望ましい。この一本になる方が望ましいという見地に立ちまして、漸次に一本化して、こういう考えをとつた次第であります。

○春日委員 弁護士会は恒久的に二個以上のものを認めておられる。これは理論的に認められておられる。この辺の解釈はどうでありますか。

○黒金委員 弁護士法の制定のときの事情を私よく知りませんが、今まであつたものはなお続けて認めるといふ書き方を附則でしております。従つて、これも今後二つ以上もつと数が増えるといふことを予定しておるものでなく、今まであつたものをしばらく認めて、今当分という制限がついていないという点の違ひでござい

ます。こちらの方は当分といふことで時限を切つておられる。それから一本になるようにという、いわば訓示的な規定がついておられるという違ひがありますけれども、これは春日さん、正直にいつて、できれば一本で統一されておる方がいいのじゃないでしょうか。私もはそう考えますもので、順次にこちらに持つて参りたい、かような考えをここで表明しておるわけでありまして、ここにいろいろ新しい力が発生してくる。具体的にいうならば、その団体のボス的な勢力が、その組合員に対して法律で規制されております以外の事情にも影響力を与えて、そこから新しい弊害が発生しないとは限らない。そういうような意味から、複數制でありまして場合は、その団体のいゝゆるボスの勢力をいさぎよしとしない者はその団体から脱退して、他の団体、すなわち民主的に運営されておる団体をみずから選ぶという方法もとれて、よつてもつてその団体の民主的な運営の完璧を期し得る、こういうようなこともあり得ると思ひます。しかしこの一つの団体という形になると、そこにボスの勢力が恒久的にその座を占めて、そうして運営の面において、これを最も大きくな影響力を与えようと思ひ、これは法律が予測し得ないところの弊害がそこから発生することを最も憂うわけでありまして、この一個であるか一個以上であるかといふところにわれわれがかく重大な関心を持つゆゑは、そこにあります。

もう一つこの際伺つておかなければならないのは、今回の法律の改正によつて、公認会計士も税理士の仕事ができる。ところが公認会計士は、すでに一個の団体を持つておられる。そこで公認会計士諸君が、自分たちは自分たちのグループによつてその団体を結成して、局の認定を得て、規則に定められた資格を得ようとする場合もあり得るであらうと思ひます。さらに一歩進んで、税理士の諸君が一個の団体を結成して、そうして将来共通の利害の上に立つて、ここで定められておるいろいろな問題を処理していくかもしれない。こういう意味で、今回のこの法律の修正に當つては、一つは弁護士会の団体だけで一つの税理士の団体を作るかもしれない、それから公認会計士だけで作るかもしれない、それから税理士で作るかもしれない、計理士で作るかもしれないといふように、いろいろなその作り方があり得ると思ひます。そういう意味で、私は一つはその団体の民主的な運営、これによつて公正なる税理士としての職務を、団体がさらにまた指導連絡によつて完璧を期していくというあり方を可能ならしめるためには、これは単に数が多いか複數がいいかといふことは重大な問題だらうと思ひます。そこでこういうような問題は、今や衆議院におきまして会期もまさに至らんとして重要な段階にあるかと考えます。特に本法が数国会にわたつていろいろと論議されております経過にかんがみまして、この際できるだけ疑義をなくすることによつて、できることならば年来的懸案を解決されなければならぬと思ひます。この際他の委員からも御発言がありますので、暫時休憩されて、これらの疑義について一べん隔意なき懇談を遂げられ、そうして

る。ところが公認会計士は、すでに一個の団体を持つておられる。そこで公認会計士諸君が、自分たちは自分たちのグループによつてその団体を結成して、局の認定を得て、規則に定められた資格を得ようとする場合もあり得るであらうと思ひます。さらに一歩進んで、税理士の諸君が一個の団体を結成して、そうして将来共通の利害の上に立つて、ここで定められておるいろいろな問題を処理していくかもしれない。こういう意味で、今回のこの法律の修正に當つては、一つは弁護士会の団体だけで一つの税理士の団体を作るかもしれない、それから公認会計士だけで作るかもしれない、それから税理士で作るかもしれない、計理士で作るかもしれないといふように、いろいろなその作り方があり得ると思ひます。そういう意味で、私は一つはその団体の民主的な運営、これによつて公正なる税理士としての職務を、団体がさらにまた指導連絡によつて完璧を期していくというあり方を可能ならしめるためには、これは単に数が多いか複數がいいかといふことは重大な問題だらうと思ひます。そこでこういうような問題は、今や衆議院におきまして会期もまさに至らんとして重要な段階にあるかと考えます。特に本法が数国会にわたつていろいろと論議されております経過にかんがみまして、この際できるだけ疑義をなくすることによつて、できることならば年来的懸案を解決されなければならぬと思ひます。この際他の委員からも御発言がありますので、暫時休憩されて、これらの疑義について一べん隔意なき懇談を遂げられ、そうして

意見の調整をはかってからもう一ぺん
会議を再開されたいと思ひます。こ
ういふような意味合におきまして、委員
長においては、この際暫時休憩される
ようお願い計らい願ひます。

○松原委員長 この際暫時休憩いたし
ます。

午後零時十二分休憩
午後零時五十七分開議
○松原委員長 休憩前に引き続き会議
を開きます。

この際お諮りいたします。黒金泰美
君外二十五名提出の修正案につきま
しては、理事会において協議の結果、提
出者から内容を訂正するために撤回
いたしたいとの申し出があります。こ
れを許可するに御異議はありませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めま
す。よつて撤回を許可することに決ま
した。

黒金泰美君外二十五名より新たな修
正案が提出されましたので、この際提
出者から、便宜上前の修正案との相違
点について説明を聴取することといた
します。黒金泰美君。

税理士法の一部を改正する法律
案に対する修正案

税理士法の一部を改正する法律案
の一部を次のように修正する。

第二条の改正に関する部分の前に
次のように加える。

目次中「第六章 雑則（第四十九
条―第六十四条）」を「第六章 税理
士（第四十九条―第六十四条）」とす。

第一章 総則（第一―第三條）
第二章 税理士の資格（第四―第六條）
第三章 税理士の業務（第七―第九條）
第四章 税理士の会則（第十―第十二條）
第五章 税理士の地位（第十三―第十五條）
第六章 雑則（第十六―第十八條）
第七章 附則（第十九―第二十一條）

第一章 総則（第一―第三條）
第二章 税理士の資格（第四―第六條）
第三章 税理士の業務（第七―第九條）
第四章 税理士の会則（第十―第十二條）
第五章 税理士の地位（第十三―第十五條）
第六章 雑則（第十六―第十八條）
第七章 附則（第十九―第二十一條）

士会及び日本税理士会連合会（第四
十九条―第六十四条）に改め
る。

第三十五条の改正に関する部分の
次に次のように加える。

第四十二条を次のように改める。
（業務の制限）

第四十二条 国税又は地方税に関す
る行政事務に従事していた国又は
地方公共団体の公務員で税理士
となつたものは、離職後一年間
は、その離職前一年内に占めてい
た職の所掌に属すべき事件につ
いて税理士業務に行つてはなら
ない。但し、国税庁長官の承認を受
けた者については、この限りでな
い。

第四十六条第一項の改正に関する
部分の次に次のように加える。

「第六章 雑則」を「第六章 税理
士会及び日本税理士会連合会」に改
める。

第四十九条を次のように改める。
（税理士会）

第四十九条 税理士は、国税局の管
轄区域ごとに、一個の税理士会を
設立しなければならない。

2 税理士会は、税理士の使命及び
職責にかんがみ、税理士の義務の
遵守及び税理士業務の改善進歩に
資するため、会員の指導及び連絡
に関する事務を行うことを目的と
する。

3 税理士会は、法人とする。

4 税理士会は、その名称中に「税理
士会」という文字を用いなければな
らない。

第四十九条の次に次の十八条を加
える。

（税理士会の会則）

第四十九条の二 税理士は、税理士
会を設立しようとするときは、会
則を定め、その会則について大蔵
大臣の認可を受けなければならない
。

2 税理士会の会則には、次に掲げ
る事項を記載しなければならない
。

一 名称及び事務所の所在地
二 入会及び退会に関する規定
三 役員に関する規定
四 会議に関する規定
五 税理士の品位保持に関する規
定

六 会費に関する規定
七 庶務及び会計に関する規定

3 税理士会の会則の変更は、大蔵
大臣の認可を受けなければ、その
効力を生じない。

（税理士会の支部）
第四十九条の三 税理士会は、国税
局の管轄区域内の地域を管轄する
税務署の管轄区域を地区として、
又は国税局の管轄区域内の都道府
県の区域を地区として、支部を設
けることができる。

（成立の時期）
第四十九条の四 税理士会は、その
主たる事務所の所在地において設
立の登記をすることによつて成立
する。

で定めるところにより、登記をし
なければならない。

2 前項の規定により登記しなけれ
ばならない事項は、登記の後でな
ければ、これをもって第三者に対
抗することができない。

（会員の資格）
第四十九条の六 税理士会の会員た
る資格を有する者は、その税理士
会の主たる事務所の所在地を管轄
する国税局の管轄区域内に事務所
を有する税理士とする。

（入会及び退会）
第四十九条の七 税理士は、税理士
会に入会届を提出した時から、当
該税理士会の会員となる。

2 税理士は、退会届を提出したと
き、会員たる資格を喪失したと
き、又は第二十六条第一項各号の
一に該当することとなつたとき
は、所属税理士会を退会する。

（会則を守る義務）
第四十九条の八 税理士は、所属税
理士会の会則を守らなければならない。
（役員）
第四十九条の九 税理士会に、会
長、副会長その他会則で定める役
員を置く。

2 会長は、税理士会を代表し、そ
の会務を総理する。

3 副会長は、会長の定めるところ
により、会長を補佐し、会長に事
故があるときはその職務を代理
し、会長が欠員のときはその職務
を行う。

（総会）
第四十九条の十 税理士会は、毎年

定期総会を開かなければならな
い。

2 税理士会は、必要と認める場合
には、臨時総会を開くことができ
る。

3 税理士会の会則の変更、予算及
び決算は、総会の決議を経なけれ
ばならない。

（総会の決議等の報告）
第四十九条の十一 税理士会は、総
会の決議並びに役員就任及び退
任を大蔵大臣に報告しなければならない。

（建議等）
第四十九条の十二 税理士会は、税
務行政その他国税若しくは地方税
又は税理士に関する制度につ
いて、権限のある官公署に建議し、
又はその諮問に答申することがで
きる。

2 税理士会は、その会員につ
いて、第四十五条第一項若しくは第
二項又は第四十六条第一項の規定
に該当する事実があると認めたと
きは、国税庁長官に対し、その者
の氏名及び事実を報告しなければ
ならない。

（合併及び解散）
第四十九条の十三 国税局の管轄区
域が変更されたためその区域内に
ある税理士会が合併又は解散する
必要があるときは、その税理士会
は、総会の決議により合併又は解
散する。

2 商法（明治三十二年法律第四十
八号）第百条（債権者の異議）及
び第百三条（合併の効果）の規定
は、税理士会が合併する場合に、
民法（明治二十九年法律第八十九

九）

号)第七十三条から第七十六条まで、第七十八条から第八十条まで及び第八十二条並びに民法施行法(明治三十一年法律第十一号)第二十六條及び第二十七條の規定(法人の清算)は、税理士会が解散する場合に準用する。

3 税理士会が合併したときは、合併により解散した税理士会に所属した税理士会は、当然、合併後存続し又は合併により設立された税理士会の会員となる。

(日本税理士会連合会)

第四十九條の十四 全国の税理士会は、日本税理士会連合会を設立しなければならない。

2 日本税理士会連合会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

3 日本税理士会連合会は、法人とする。

4 税理士会は、当然、日本税理士会連合会の会員となる。

第四十九條の十五 第四十九條の二(第二項第二号を除く)、第四十九條の四、第四十九條の五、第四十九條の九から第四十九條の十一まで及び第四十九條の十二第一項の規定は、日本税理士会連合会について準用する。

(總會の決議の取消及び役員(任)

第四十九條の十六 大蔵大臣は、税理士会又は日本税理士会連合会の總會の決議又は役員(任)の行為が法令又はその税理士会若しくは日本税

理士会連合会の会則に違反し、その他公益を害するときは、總會の決議についてはこれを取り消すべきことを命じ、役員についてはこれを解任すべきことを命ずることができる。

(一般の監督)

第四十九條の十七 大蔵大臣は、税理士会又は日本税理士会連合会の適正な運営を確保するため必要があるときは、これらの団体から報告を徴し、その行う業務について勧告し、又は当該職員をしてこれらの団体の業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による報告の徴取又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(民法の準用)

第四十九條の十八 民法第四十四條(法人の不法行為能力)、第五十條(法人の住所)及び第五十五條(代表権の委任)の規定は、税理士会及び日本税理士会連合会について準用する。

(政令への委任)

第四十九條の十九 この法律に定めるものの外、税理士会及び日本税理士会連合会の設立、運営、合併、解散及び清算に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十條の前に次の章名を加える。

第七章 雑則

第五十一條の次に次の一条を加える。

(公認会計士たる税理士の特例)

第五十一條の二 公認会計士たる税理士は、税理士会に入会していない場合においても、その行おうとする税理士業務について委託者の住所及び氏名又は名称を国税局長に通知することにより、当該通知した者に係る税理士業務を行うことができる。

第五十二條中「税理士でない者」を「税理士会に入会している税理士でない者」に改める。

第五十三條第二項及び第三項中「税理士会連合会」を「日本税理士会連合会」に改める。

第五十五條第一項中「若しくは税理士会、税理士会連合会その他の税理士の組織する団体若しくはその連合体」及び「これらの団体に対しその行う事業について勧告し、」を削る。

「第七章 罰則」を「第八章 罰則」に改める。

第六十三條第二号中「第五十五條第一項」を「第四十九條の十七第一項又は第五十五條第一項」に改める。

附則を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五十一條の二及び第五十二條の改正規定は、公布の日から起算して四月を経過した日から施行し、第四十二條の改正規定は、国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員でこの法律の施行後に離職したものについて、適用する。

2 国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員でこの法律の施行前に離職したものの在職中に自己の関与した事件に係る税理士業務の制限については、この法律の施行後一年間は、なお従前の例による。

3 税理士は、この法律の施行の日から起算して四月以内に、改正後の税理士法(以下「新法」という。)第四十九條第一項の規定による税理士会(以下「新税理士会」という。)を設立しなければならない。この場合において、この法律の施行の際現に同一の国税局の管轄区域内に改正前の税理士法(以下「旧法」という。)第四十九條第一項の規定により設立された税理士会(以下「旧税理士会」という。)が二個以上存するときは、新法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該国税局の管轄区域内において、その存する旧税理士会の個数以内の新税理士会を設立することができる。

4 前項の規定により同一の国税局の管轄区域内において設立された二個以上の新税理士会は、なお、存続することができる。

5 前項の税理士会は、いつでも、合併又は解散することができる。

6 新法第四十九條の十三の規定は、前項ただし書の規定により新税理士会が合併又は解散する場合に準用する。

7 この法律の施行の際現に存する旧税理士会は、この法律の施行の日から当該旧税理士会の主たる事務所の所在地を管轄する国税局の管轄区域内において附則第三項の規定により新税理士会が設立された日後六十日を経過する日までの間(同一の国税局の管轄区域内に存する二個以上の旧税理士会については、この法律の施行の日から六月間)は、新法第五十三條第二項の規定にかかわらず、なお従前の名称を用いることができる。

8 この法律の施行の際現に存する旧税理士会で前項の規定により従前の名称を用いることができる期間内に解散したものは、前項及び新法第五十三條第二項の規定にかかわらず、その清算が終了する日までは、なお従前の名称を用いることができる。

9 全国の新税理士会は、なるべくすみやかに、日本税理士会連合会を設立しなければならない。

10 この法律の施行の際現に存する旧法第四十九條第二項の規定により設立した税理士会連合会(以下「税理士会連合会」という。)は、この法律の施行の日から前項の規定による日本税理士会連合会が設立された日後六十日を経過する日までの間(その期間内に解散した税理士会連合会については、その清算が終了する日までの間)は、新法第五十三條第二項の規定にかかわらず、なお従前の名称を用いることができる。

11 新税理士会又は日本税理士会連合会が旧税理士会又は税理士会連合会から不動産を取得する場合における当該不動産の所有権の取得の登記については、政令で定めるところにより、登録税を免除する。

12 都道府県は、新税理士会又は日本税理士会連合会が旧税理士会又は税理士会連合会から不動産を取得する場合における当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

13 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

14 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本赤十字社」の下に「税理士会、日本税理士会連合会」を「日本赤十字社」の下に「税理士法」を加える。

15 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第九号中「並びに弁理士会」を「弁理士会並びに税理士会及び日本税理士会連合会」に改める。

16 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「並びに弁理士会」を「弁理士会並びに税理士会及び日本税理士会連合会」に改める。

17 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十一号中「並びに税理士の登録及び監督」を「税理士の登録及び監督並びに税理士会及び日本税理士会連合会の監督」に改める。

第三十二条第十三号中「監督」の

下に「並びに税理士会及び日本税理士会連合会の監督」を加える。

18 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第二号中「並びに弁理士会」を「弁理士会並びに税理士会及び日本税理士会連合会」に改める。

○黒金委員 だいたいあらためて提出いたしました修正案について、前案との相違点を申し上げたいと存じます。

新しい案におきましては、前案において、従前にありました税理士会二個以上国税局の管内にありましたものが、当分の間存続でき、しかもこれができるだけ早く一個の新税理士会になるようにと、かような規定がありましたのを、なお存続することができるよういたしました。そして、そうして一個の新税理士会にできるだけ早く統合しなければいけない、その規定を改めまして、なお存続することができるというだけにしたのであります。ただこれらのものも、将来合併または解散で、一個の新税理士会になる場合も予想されますので、一個のものになることができる道を開いたような次第であります。大体は弁理士会の先例によったような次第でありまして、何とぞこの点を御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○松原委員長 本修正案について何か御発言はありますか。——石村君。

○石村委員 大蔵省当局にお尋ねいたしますが、この会則は、大蔵大臣が認可することになると思うのですが、この会則中除名というような問題は、相

当税理士自身の生命にも関係する重大な問題だと思ふのですが、除名事項というようなものは会則には入れないように、御指導せられる御意思があるかどうか。

○渡邊政府委員 お話しのように、会則は大蔵大臣が認可することになっておりますが、除名ということとは、今度の改正後の税理士法によりまして、非常に重要なことになっておりますので、会則の中に除名の規定を作るといふことは、われわれも總当を欠くように思います。従つて、そういった規定の入るようなことのないように、われわれとしても考えていくべきだと考えております。

○石村委員 五十一條の二で、公認会計士たる税理士が、税理士会に入会してない場合、税理士業務を行うその際、国税局長に通知する、こうなっておりますが、この通知は、発信主義だと解釈しておりますが、その通りでございませうか。

○渡邊政府委員 その通りでけっこうでございます。

○松原委員長 他に御発言がなければ、本法律案及び修正案に対する質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決いたします。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさう決しました。

これより税理士法の一部を改正する法律案について採決いたします。初めに本法律案に対する黒金泰美君外二十五名提出の修正案について採決いたします。お諮りいたします。本修正案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつて本修正案は可決いたしました。

次いで、だいたい議決いたしました修正案の修正部分を除いた原案について採決いたします。お諮りいたします。この部分を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつて本法律案は全会一致をもつて修正議決いたしました。

この際春日一幸君より税理士法の一部を改正する法律案に対する各派共同提出の附帯決議について発言を求められておりますので、これを許します。

春日一幸君。

○春日委員 だいたい修正議決されました税理士法の一部を改正する法律案に対し、質疑中に種々問題となりまして計理士等に関する措置につきましても、この際以下申し述べますような附帯決議を付し、これらの取り扱いに関する当委員会の意思を明確にいたしておきたいと思ひますので、ここに附帯決議を付するの動議を提出いたします。

案文を朗読いたします。

税理士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一、税理士法施行の際、計理士及び税務職員に対して優遇措置がとられた経緯にかんがみ、特別試験の合格者を定めるに当たっては、経験年数の参酌を重視せられるとともに過去の業績をも参考とせられた

い。

二、計理士が、その関与し、若しくは作成した企業の財務書類又は記帳し、若しくは整理した帳簿書類に基き当該企業が所得税又は法人税の申告書を作成した場合においては、当該計理士は、税務官公署の職員に対し、その関与し、若しくは作成した財務書類又は記帳し、若しくは整理した帳簿書類に

関し、その質問に答え、又はその書類につき説明する限りにおいて税理士法に抵触するものでないとする現行の取扱については、今回の改正に伴い変更をせざるよう政府において特に配慮せられた

い。

三、税理士会への強制加入制度は、税理士の品位並びに社会的地位の向上を図ることによつて、納税者の権利を擁護し、税務行政の適正化を期待するのを本旨とするものであることにかんがみ、その運営が中正かつ民主的に行われるよう、政府並びに税理士会において格段の措置を講ぜられたい。

右決議する。

以上が附帯決議の案文であります。何とぞ諸君の御賛同をお願いいたします。

○松原委員長 だいたい春日一幸君より提出されました各派共同提出の附帯決議について採決いたします。本附帯決議を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつて附帯決議は可決いたしました。

この際お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成、提出手続等につきま

しては、先例によりまして委員長に御一任願つておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○松原委員長 次に専売事業に関する件について質疑を許します。横鏡重吉君。

○横鏡委員 専売行政について若干お伺いしたいのですが、四月からいこい等のたばこが発売されてから、新生あるいはパット、こういうような下級たばこの品不足という声がちまたに出ておる。このことはおそらく専売局においても御存じのことと思うのでありますが、この間の事情について、少しくお承わりたいと思います。

○石田説明員 新生とパットにつきましては、昭和二十九年ごろからだんだん売れ行きがふえて参りまして、特に昭和三十年におきましては、相当販売数量がふえて参りました。ところが御承知のように、私どもの方で新生なりパットなりを作りますときは、日本産の葉タバコの下級原料を使つておりますが、昨年度は下級原料をかなり無理をいたしまして、私どもの方で早食いといつておりますけれども、本来でありますと、昨年とれたものを一夏越して今年になつて使うというのが、たばこの作り方の常道なのでございませけれども、昨年度は原料が不足になつて参りましたので、その早食いをいたしまして、原料の面で相当窮屈になつて参りましたので、三十一年度ではその販売数量、結局製造数量になるわけですが、その数量を相当落

しております。そういうふうなことで、一方には需要がやや上向いていゝる、そこへ持つてきて販売数量がやや落ちてきているという関係から、全般的に新生、パットがやや窮屈な状態になつております。

○横鏡委員 今の御説明だと、国内におけるこれらの原料の不足から、こういうふうな状況を来たしておるというふうな御説明なんです、ちまたの声としては、要するに高い品を売つて専売利益を上げようとしておる当局の考え方ではないか、従つて新生を賣おうとする者に対していこいを押しつける、こういう官僚的な意図からこれが出されておるのであるということが、これはぬぐい得ないところの疑義となつて出しておる、こういうふうな思ひです。

さらにこの点の解明のために、二十九、三十年度の製造実績、それから三十一年の製造計画、こういうものについておわかりならば一つ承わりたい。

○石田説明員 二十九年度の新生の販売実績は三百九十億本、それからパットが二百八十七億本であります。合計いたしまして六百七十七億本であります。それから昭和三十年度は新生が五百十億本、それからパットが二百四十億本、合計いたしまして七百五十億本でございます。それから三十一年度の予定は、新生が四百三十二億本、パットが二百四十億本、合計いたしまして六百七十二億本、それが三十一年度の予定でございます。それで製造数量の方は、原料がたぐさんありますとさきですと、大体販売の予定に依つて製造する。それから今度のようになつて、パットが窮屈になりますと、原料の許

す限り手一ぱいの販売をする、製造したものを販売するというふうになつております。従いまして、製造数量、販売数量というものは、大体同じというふうにお考えいただいてけつこうであります。

○横鏡委員 今これで三カ年にわたるこれらの製造計画がわかつたわけですが、これを見ると、本年度の新生は、数量が著しく落ちておる。これに対していこいほどの程度ですか。

○石田説明員 いこいは三月の末から発売いたしました、三十年度に売りましたのはわずかに八億本でございます。それから本年三十一年度の予定が百五十億本でございます。それで新生、パット、いこい、これだけを合計いたしますと、三十年度では七百六十億本、三十一年度では八百二十二億本、こういうふうになつております。て、いこいを合計いたしますと、従来よりも全体の本数はふえておるといふふうに計画してございます。

○横鏡委員 またにあるところの新生、パットのいわゆる下級たばこの数がなくなつてきたというものが、具体的に製造計画で減つておる。しかもこの分がいこいにかわつてきた。従つて十円だけ高いところの価格でこれらが売られ出されておるといふところに、専売益金をねらつたというちまたの声が必ずしも当を得ていないというわけにはいかないだらうと思ひます。そこで問題となるのは、値段が高い、安いということも問題であるが、大体たばこというものは嗜好品であるから、これを好むものに対して供給するという態度をとるべきだと思ひますが、今行われているのは、ややもすれば専売益金を

ねらう、あるいはまた当局の考え方を国民に押しつける、こういうような構想が出てきたということに對する、ちまたの反発が出ておるのではないかと、こいうふうに見るのですが、この間に對して、何か嗜好調査その他が行われておりますか。

○石田説明員 私の方では、毎年一回ずつ全国的に世論調査というものをやつております。そのほか各地方局、それから出張所がございしますが、それぞれの管内で小売の店舗を通じたり、あるいはごく少部分でございしますが、消費者の意向を聞いたつて、常時需要の傾向、あるいは消費の傾向、そういうものをいろいろ調べて、それを資料にして計画の作成に使つております。

○横鏡委員 政府の方の計画は、大体これで専売益金を予算に合せていると思ひますが、さらに世論調査の結果とか、あるいはまたちまたにおける新生、パットを要求する声がいこいよりもさらに強くこれを求める。あるいはまた他のたばこよりも新生、パットを求める、こういうようなことであれば、製造計画を変更をし、あるいはまた新生、パットを増加する用意、あるいは変更に応じ得る態勢、こいうような点はございしますか。

○石田説明員 これは先ほど申し上げましたように、下級原料が窮屈でございまして、現在よりもちよつと楽になる見込みがないのではないかと思つております。ただこの計画を立てますのには、こし収獲いたします葉タバコのうち、下級原料をある程度早食いをしなければいけませんので、本年の作柄を大体平年作と見込んでおりますが、こししの作柄いかんによつて

は、多少増加することが可能になる。原料を早く使つてふやすということとは可能になると思ひますが、それほど大きな異同はできないのではないかと、こいうふうな考へております。

○横鏡委員 今言われた下級原料の不足という点ですが、これはタバコの品種は一体どういふふうなものをお使いになつておりますか。

○石田説明員 タバコのことを御承知かどうか存じませんが、私どもの方で分けておりますのは、葉タバコの在来種と称するものと、それから黄色種という二つの区別がございします。その中で在来種と申しますのは、従来から日本にありました種からできた葉タバコでございますし、それから黄色種と申しますのは、アメリカのヴァージニアの種を入れました、それを日本で栽培しているものでございします。私たはいまちよつとその割合を持つていないのですけれども、内地の黄色種の作柄が一番これに影響があるわけでございます。それで、実は二十九年といふのは、相当作が悪うございまして、三十一年度には新生、パットの原料が足りないので、インドの非常に安い葉を買つて埋め合せをいたしました。それからインドネシアからやはりこれも相当悪い葉を買つて埋め合せをしたのでございしますが、本年の状況では、こいうインドの一番安い葉もほとんどさつてしまつたような格好で、その補充がつかせません。それからインドネシアの方では、値段が非常に上つて参りまして、これを使つたんでは新生、パットの方で採算がとれなくなるというふうなことで、どうしても内地産の原料だけを使わなければならないという

ふうな状態になっておりますので、そういう原料事情から、かなり窮屈になって参ったわけであります。

○横越委員 今原料の窮屈になつてきた点を承わつたのですが、公社の方の考え方は、在来種の方はどしどし減らしていく方針で、黄色種の方だけをふやしていく方針をとっておられると思う。これは作付の計画を毎年立てられておつて、そのもとに行われておるので、大体こういうような原料をどの程度ふやそうか、あるいはまた減らすうかということは、公社の方の机の上で毎年立てられるものだと思うのです。

○石田説明員 私製造の方の担当でございます。私製の方の担当でございます。正確には申し上げにくいのですが、多分六等以下くらいから使つていっていると思います。黄色種につきましても、六等くらいから以下のものを使つていっていると思います。

○横越委員 在来種の方の一等と、それから黄色種の方の一等とでは、大体買い上げ値段からしてそもそもの違うのしょう。在来種の方は初めから安い値段で、安い方のたばこに使われる、こういうふうな傾向を持っています。だと思つておる。これは製造のときに、そういうふうなわけでおるし、また在来種の方はどしどし減らして、各耕作面積は黄色種の方に切りかえてきておる、こういうふうなわけでおる。おるのです。そうすると、やはり新生やパットをもう少しよけい売つてくれといううちまたの声に対しては、公社の方の製造計画は、逆にこれを減らしていくという方向をとつておるということになると、この食い違いはますます激しくなつてくるのじゃないか。これに対処するには、相当何かの機会に、

○石田説明員 一反歩当りの収納金額からいいますと、在来種の方が黄色種よりも安いのが多いのでございますが、下級原料と申しますのは、在来種という意味ではございませんで、同じ在来種の中でも葉タバコの等級がございします。そのうちの下の方の等級のものを下級原料と称しております。それから黄色種の中でも、同じように葉タバコに等級がございまして、一番上が優等、一番下が八等というふうに等級がございしますが、その下の方の等級の原料を使うというわけでございます。

そこで従来は、一時在来種が余りかけまして在来種の反別を押えたことにはございしますが、最近では黄色種の方を押えまして、むしろ在来種の方は増産を希望しておるというふうなことで、在来種の反別をふやすように努力しておるところでございます。在来種だから下級原料だというわけではないのであります。

○横越委員 在来種だから下級原料ではないとする、在来種の中ではどういふものをまぜておられますか、何級品をどのようにまぜるといふふうなあれがございしますか。

○石田説明員 私製造の方の担当でございます。私製の方の担当でございます。正確には申し上げにくいのですが、多分六等以下くらいから使つていっていると思います。黄色種につきましても、六等くらいから以下のものを使つていっていると思います。

○横越委員 在来種の方の一等と、それから黄色種の方の一等とでは、大体買い上げ値段からしてそもそもの違うのしょう。在来種の方は初めから安い値段で、安い方のたばこに使われる、こういうふうな傾向を持っています。だと思つておる。これは製造のときに、そういうふうなわけでおるし、また在来種の方はどしどし減らして、各耕作面積は黄色種の方に切りかえてきておる、こういうふうなわけでおる。おるのです。そうすると、やはり新生やパットをもう少しよけい売つてくれといううちまたの声に対しては、公社の方の製造計画は、逆にこれを減らしていくという方向をとつておるということになると、この食い違いはますます激しくなつてくるのじゃないか。これに対処するには、相当何かの機会に、

これはやはり製造計画というものは検討されなければならぬと思うのです。が、こういうふうな点については、どういふふうな点にちまたの声を考えに参つておられますか。

○石田説明員 公社の原料の使い方を概括的に申し上げた方がいかに思ふのであります。御承知のように、日本では葉タバコは全部公社で買ひ上げます。そういたしますと、上級原料と中級原料と下級原料、それぞれ相対の分量が出て参りまして、下級原料を使つたたばこだけが売れて、その下級原料だけを使つてしまふということになります。中級原料の方は残つて参ります。これをかりに新生、パットに使わなければ、新生、パットの製造数量というものはふえないのでございします。そういう高いタバコを使えば、結局新生、パットの原価が上つて参ります。つまり、やはり専売事業としては、ある程度の財政収入を確保するというふうな意味から、コストの方をそういうふうな上げるわけに参りません。そこで、ある一定の限界を考へて原料を使うといひますと、中級の方が残る。従いまして製造計画としては、やはり上級も中級も下級の原料も平らに減つていって、とにかく毎年できるものでありますから、各その原料が片寄らないということが必要なのであります。大体そういうふうな、原料の片寄らないように使うということが主になつておられます。一方販売の方の状況も、たとえば昭和二十七年、八年ころですと、ピース、光というものが非常に売れました。二十九年から上級品がガタ落ちになつてくるというふうなことで、特に光なども相当減つてきて

おります。そんな関係で、中級原料を消化するという意味でいひを発売したわけでありますが、決して作爲的にどうこうしておるということよりも、そういう原料面の制約がかなり響きまして、なかなかお話しのようにすぐ需給に合わせるということができない事情にございします。その点御了承を得たいと思ひます。

○横越委員 それではついでにパール、それから光、ピース、これらの製造計画を承わつておきたいと思ひます。

○石田説明員 三十一年度の製造計画では、――販売計画でございしますが、ピースが六十一億二千万本、光が四十八億、パールが八十六億四千万本、いひが百三十八億、新生が四百八億、パットが二百七十四億四千万本、これが年度当初の予算に計上いたしました計画でございしますが、予算を作り出すときはまだ三十一年度の実績がはつきり出ておりませんので、その後二カ月ごとに実績を考へながら実行計画といひものを別に作成しております。従いまして、ただいま申し上げました年度計画よりもある程度変つたものが実行計画になつて出て参ります。先ほど申し上げましたのは、新生は四百三十億でございしますが、それとこれとは違つておりますが、多少の差はございします。

○横越委員 今製造実績並びに計画をお聞きしたわけですが、率直に言つて、現在の下級たばこの減少に対しては、評判はよくないように出ておる。またこれを専売益金だけを目当てとして当局が立てておると、これに対する反発は必ずたばこの専売制を廃止し

て、民営にしろという民営論の台頭を再び見るようになると思ふのです。またそういうような台頭を許さないためには、当局がやはり積極的に世論を調査し、嗜好を調べて、これに應ずるような需給計画を立てて、専売益金はそれのあとについていくというのが当然の措置ではないか、こういうふうな考へておるわけであります。この点に対して当局の方でさらにまた御検討していただきたい、こういう点を申し上げて質問を打ち切ります。

○松原委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は来たる二十九日、火曜日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後一時二十八分散会

〔参照〕
税理士法の一部を改正する法律案
〔内閣提出〕に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年五月二十九日印刷

昭和三十一年五月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局